

# 小郡市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 2 月

平成 3 0 年 3 月 改定

小 郡 市

小郡市教育委員会

はじめに

《 目 次 》

1 小郡市いじめ防止基本方針策定の意義	1
(1) 小郡市いじめ防止基本方針の意義	1
(2) いじめ防止対策推進法制定の意義	1
(3) 国のいじめ防止基本方針の基本的な考え方	1
(4) 福岡県のおいじめ防止基本方針の基本的な考え方	2
2 いじめの定義及び防止等に関する考え方	3
(1) いじめの定義と理解	3
(2) いじめの防止等に関する考え方	4
① いじめを生まない教育活動の推進	4
② いじめの早期発見の取組の充実	5
③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実	5
④ インターネットや携帯・スマホを利用したいじめへの対応	5
⑤ 地域・家庭との積極的連携	6
⑥ 関係機関との密接な連携	6
3 いじめの防止等の対策	7
(1) いじめの防止等に対する小郡市の施策	7
① 市が実施すべき事項（法律事項の整理）	7
② いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	8
ア いじめ防止基本方針の策定	
イ いじめ防止等のための組織等の設置	
ウ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握	
エ 学校における組織等の設置に対する支援	
オ 関係機関との連携	
③ いじめ防止等のために市が実施すべき施策	9
ア いじめを生まない教育活動の推進	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめの早期対応	
エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備	
オ 教員研修の充実	
カ 保護者・地域等への働きかけ	
キ 適切な学校評価・教員評価	
(2) いじめの防止等に対する学校の施策	11
① 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	11
② いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	12
ア いじめ防止基本方針の策定	
イ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	

③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価	1 6
④ 関係機関との連携	1 6
⑤ いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	1 6
ア いじめを生まない教育活動の推進	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめの早期対応	
エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備	
オ 教員研修の充実	
カ 保護者・地域等への働きかけ	
キ 適切な学校評価・教員評価	
⑥ 学校におけるいじめ防止等に関する措置	1 8
ア いじめに対する措置	
イ いじめに向かわない態度・能力の育成	
ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意	
エ いじめの解消	
4 重大事態への対処	2 1
(1) 重大事態の意味	2 1
(2) 重大事態への対処として実施すべき事項	2 1
① 小郡市が実施すべき事項（法律事項の整理）	2 1
ア 市長	
イ 市教育委員会	
② 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	2 2
(3) 教育委員会又は学校による調査	2 2
① 重大事態の発生と調査	2 2
ア 小郡市における重大事態の発生と調査	
イ 学校における重大事態の発生と調査	
② 調査を行うための組織	2 3
ア 小郡市又は学校における組織	
③ 事実関係を明確にするための調査の実施	2 3
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	
④ その他の留意事項	2 5
(4) 調査結果の提供及び報告	2 6
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	2 6
② 調査結果の報告	2 6
(5) 調査結果の報告を受けた市長 による再調査及び措置	2 6
① 再調査	2 6
② 再調査を踏まえた措置等	2 7